

部活動に係る活動方針

八戸市立根城中学校

1 部活動の目的

部活動は、生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものとして、学校教育の一環として行われるものである。

本校においては、部活動を通して、技能や知識の習得の他、生涯にわたってスポーツや芸術・文化に親しもうとする態度を養うとともに、心身の健康の増進、好ましい人間関係の形成や社会性等の育成を図る。

2 運営方針

令和2年12月4日付 八戸市中学校長会「部活動の基本方針」策定

1 部活動は、生涯にわたってスポーツや文化、科学等に親しむ素質や能力を育て自主性や協調性を養うなど、学習指導要領においても教育的意義が示されている活動であることから、全生徒に対して参加を奨励する。

ただし、学校以外のクラブチームでの活動や習い事等をしている生徒については、本人及び保護者と協議のうえ、個々の生徒が多様な活動を継続できるように配慮する。

2 市内中学生の活躍の舞台である各種大会・発表会・コンクール等の運営に係る費用については、その活動を学校全体で支えるという観点から、部活動への参加の有無にかかわらずPTAに対して、協力と理解をお願いする。

- (1) 部活動の目的や指導方針、望ましい休養日や活動時間等について、全教員で確認し、共通実践を推進する。
- (2) 部活動は全教員が担当し、一人の顧問に負担が集中しないように役割を明確にするとともに、協力して運営・指導にあたる。
- (3) 部活動の活動方針、各部の年間計画や活動計画について、保護者や地域住民に対して周知し、理解と協力が得られるよう努める。
- (4) 生徒の安全を第一に考え、施設・設備等の安全点検を行うとともに、大会等の引率時における生徒の把握、活動時の安全確認等についても十分に配慮する。
- (5) 生徒の休養日及び活動時間等については、生徒の発達段階を考慮するとともに、「八戸市中学校運動部活動の指針」に準じ、本校では以下のように定める。

① 休養日

ア 週あたり2日以上休養日を設ける。

- ・平日は1日以上（原則は、ノー残業デーである水曜日）
- ・土日のいずれか（3連休でもどこか1日を休養日とする）

※大会参加または中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前3週間における練習試合等で土日の両日活動した場合は、翌週のできるだけ早い平日に休養日を設け、振り替える。（当該週は2日の休養日）

イ 長期休業中の扱い

- ・平日1日以上及び土日のいずれかを休養日とする。
- ・長期休養期間を下記のように設け、活動は行わない。
8月13日～8月16日 12月29日～1月3日
- ※上記期間直後に開催される大会等については、その都度協議する。

ウ テスト期間は部活動を行わない。ただし、県大会などの上位の大会が定期考査直後に控えている場合で、保護者からの要望があった生徒に限り、校長の許可を受けて1時間程度の活動を行うことができる。その場合は生徒の体調や学習時間の確保に十分に配慮する。

- ※上記にはあてはまらないが、例年実施されている次の大会等については、その都度協議する。
- ・6月－吹奏楽コンクール地区大会
- ・7月－通信陸上競技大会
- ・10月－史跡根城まつり（吹奏楽部）

② 活動時間

ア 平日の活動時間は、2時間程度とする。

イ 休業日の活動時間は、3時間程度とする。

- ◎ただし、練習試合等の場合は、校長が許可した場合のみ認めることとし、生徒や顧問教員の過度の負担にならないように十分に配慮し、計画的に実施する。

ウ 長期休業中の活動時間については、休業日の活動時間に準じて、3時間程度とする。ただし、週あたり上限を16時間とする。

エ 生徒の退下完了時刻は、年間を通じて午後6時15分とする。

- ※土日・祝日及び長期休業中の活動時間は、原則午前8時～午後4時30分とする。ただし、12月から3月の体育館使用については別に定める。

オ 原則として、時間を延長しての活動は行わない。

- ◎ただし、生徒及び保護者からの要請を受け、顧問も同意した場合、校長の判断のもと、以下の場合に限って時間を延長しての活動を可能とする。
- ・運動部－中学校体育連盟が主催する夏季・秋季大会の前3週間。
上記大会を通して出場権を得た県大会等の前3週間。
- ・吹奏楽部－吹奏楽連盟が主催する吹奏楽コンクール、アンサンブルコンテスト、本校文化祭の前3週間。
- ・合唱部－NHKまたは全日本合唱連盟等が主催するコンクール、アンサンブルコンテスト、本校文化祭の前3週間。
- ・総合文化部－本校文化祭の前3週間。
- ※上記期間の生徒の退下完了時刻は、年間を通じて午後7時とする。

カ 朝練習は行わない。

③ 練習試合や大会・コンクール等への参加

ア 顧問は、年間を見通して、生徒の学習や生活等への影響、保護者の負担等に十分配慮し、練習試合の実施回数や、参加する大会・コンクールの数を精査する。

イ 練習試合や大会・コンクール参加への交通手段は、公共交通機関、貸切バス、タクシー等の利用、もしくは保護者の自家用車を原則とし、教員が生徒を自家用車に同乗させて移動することを禁止する。

ウ 練習試合や大会の参加・活動については、原則として、八戸市内及び三戸郡・上十三地方・岩手県北を範囲とする。それを越える場合は、事前に教頭に相談する。

3 指導方針

- (1) 生徒による自主的・自発的活動が促進されるよう、生徒個々に目標や課題をもたせ、目標達成や課題解決が図られるよう支援する。
- (2) 生徒の健康に考慮し、本校で定めた休養日や活動時間等を厳守するとともに、過度な活動内容とならないよう配慮する。
- (3) 豊かな人間性や社会性を育むため、生徒の努力を認め励ます肯定的な指導と、コミュニケーションを大切にした指導に努める。
- (4) 体罰は絶対に許されない行為であることを十分に意識し、生徒に対して肉体的・精神的苦痛を与えることや、セクシャルハラスメント・パワーハラスメント、生徒の人格を否定するような発言等は絶対に行わない。
- (5) 外部指導者を活用する場合は、年度当初に校長の承認を得るとともに、「部活動に係る活動方針」及び本校部活動規定における部活動外部指導者（コーチ）に関する内容に沿って指導が行われるよう、共通理解を図る。
※委嘱状の交付及び保険への加入以前に外部指導者が指導にあたる事が絶対にならないようにする。
※外部指導者が活動指針にそぐわない活動をし、校長及びPTA会長が不適任と認めた場合、当該指導者を解任できる。

4 本年度設置する部活動

運 動 部	陸上競技部
	野球部
	サッカー部
	ソフトテニス部（男・女）
	バスケットボール部（男・女）
	バレーボール部（男・女）
	卓球部（男・女）
	柔道部
	スピードスケート部
	アイスホッケー部（合同チーム）
文 化 部	吹奏楽部
	合唱部
	総合文化部

※水泳は愛好会とし、学校での練習は行わずに大会参加時の引率のみとする。

5 顧問が運営・指導する際の留意点

- (1) 年間計画及び毎月の計画等の作成にあたっては、次の点に留意する。
 - ① 年間計画については、学校で策定する「部活動に係る活動方針」をもとに作成するとともに、校長の承認を得て保護者に説明、配付する。
 - ② 活動計画については、毎月25日をめどに翌月の活動計画を作成し、校長、教頭から承認を得る。また、承認を得た活動計画の原本はファイルに綴じて職員室に保管し、全教職員が共有できるようにする。
 - ③ 実績報告書については、月末に作成し、校長、教頭に提出する。また、確認後は、事務職員に原本を渡し、写しをファイルに綴じて保管する。
- (2) 顧問は、毎月26日をめどに、生徒・保護者に翌月の練習日程表を配付する。
- (3) 部活動の必要経費を保護者から集金する際は、支出目的を明確に示すとともに、学校徴収金に準じて厳正に取扱い、会計報告書を校長並びに保護者に提示する。

- (4) 顧問は、外部指導者を活用する場合、練習日程や活動内容等について、共通理解を図りながら指導にあたる。
- (5) 顧問は生徒の活動に立ち会い、直接指導または見守りをするのが原則であるが、やむを得ず直接練習に立ち会えない場合は、他の教員に協力を依頼し、活動内容を伝達する。
- (6) 顧問は生徒の安全面を考慮し、練習場所の安全点検を行うとともに、完全退下時刻を厳守する。
- (7) 顧問は、生徒の健康状態を確認しながら指導にあたる。また、部活動中に生徒がけがをした場合は、管理職及び養護教諭に報告するとともに保護者へ連絡する。必要に応じて応急手当を行う。ただし、命にかかわると判断した場合は、救急車要請を最優先とする。
- (8) 土日・祝日における警報発表時は以下のように対応する。
 - ① 特別警報または各種警報（暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪）の発表中は活動中止を原則とする。また、「雷注意報」「熱中症注意報」の発表中は活動を見合わせる。
 - ② 学校等での活動中に警報が発表された場合は、速やかに帰宅させるか、安全が確認された後に帰宅させる。